

小金井市耐震改修促進計画（案）に対する意見及び検討結果について

意見募集期間：令和8年2月2日から3月2日まで

意見提出数：1人・5件

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果				
1	2	<p>第一章計画の位置づけ 本計画のタイトルは「耐震改修」であるが、本文中では「耐震化」が使われている「耐震化」と「耐震改修」は同義語ではない。 耐震化は耐震改修と改築による高い耐震構造物を含むと思われる。整合性を検討する必要がある。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、使用している言葉の定義を2ページの図の下へ明記します。</p> <p>耐震診断：地震に対する安全性を評価すること。 耐震改修：地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすること。 耐震改修等：耐震改修、除却、建替えにより地震に対して安全な建築物とすること。 耐震化：耐震診断を実施して地震に対する安全性に適合することを明らかにすること又は耐震改修等を実施すること。</p>				
2	2 8	<p>3章2の記述 第3章は「小金井市耐震改修促進計画」の主文にあたる施策を示している。施策をわかりやすくするため「2 耐震化の促進を図るための施策」も「1 基本的な取り組み方針」同様、□の囲みで施策を示し、現在ある文章は解説文として、そのあとに続けるとよい。若干修正が必要かもしれない。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、記載方法を以下のように調整します。</p> <p>(1) 住宅の耐震化</p> <table border="1"><tr><td>施策の概要</td></tr><tr><td>・既存木造住宅を対象とした、耐震診断費用・耐震改修費用の一部助成</td></tr><tr><td>・東京都と連携したアドバイザー派遣等によるマンションの耐震化</td></tr><tr><td>・ダイレクトメール等を用いた耐震診断・改修の情報発信</td></tr></table>	施策の概要	・既存木造住宅を対象とした、耐震診断費用・耐震改修費用の一部助成	・東京都と連携したアドバイザー派遣等によるマンションの耐震化	・ダイレクトメール等を用いた耐震診断・改修の情報発信
施策の概要							
・既存木造住宅を対象とした、耐震診断費用・耐震改修費用の一部助成							
・東京都と連携したアドバイザー派遣等によるマンションの耐震化							
・ダイレクトメール等を用いた耐震診断・改修の情報発信							

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
			<p>(2) 防災上重要な公共建築物の耐震化</p> <p>施策の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 市庁舎の「新庁舎建設基本計画」等を踏まえた防災機能の整備・充実 その他の公共施設について小金井市公共施設等総合管理計画に基づく、長期に渡る計画的なマネジメントによる耐震性の確保 <p>(3) 民間特定既存耐震不適格建築物の耐震化</p> <p>施策の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 不特定多数の者が利用する建築物や災害時要配慮者が利用する建築物の重点的な耐震化促進 <p>(4) 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化</p> <p>施策の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京都と連携した建物所有者への指導、助言及び指示等による耐震化の啓発 東京都と連携した建築の専門家のアドバイザーを派遣 Is 値 0.3 未満の建築物に対する、段階的改修への助成及び 0.3 未満の建築物への助成額の加算 <p>(5) ブロック塀等の耐震化</p> <p>施策の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定緊急輸送道路沿いの塀への早期の耐震診断、除却、建替え等を促進 その他の危険なブロック塀等の倒壊防止対策
3	20	<p>目標をできるだけ数値で「住宅の耐震化率：令和 13 年度末までに 95%以上」のように</p>	<p>具体的な数値目標を示すことは、取組状況を分かりやすく示すうえで有効であるとのこと指摘として受け止めております。一方で、耐震改修促進計画は中長期的な方針を示す計画であ</p>

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
		例えば、不適格ブロック塀等の撤去率：令和〇年度末 施策については、適用（実施）目標件数：〇件/年 など	ることから、個別施策の数値目標については、毎年度の状況 変化に応じて柔軟に設定できる別途の取組計画（アクション プログラム等）において整理することが適当であると考えて おります。 いただいたご意見につきましては、今後の進捗管理のあり方 や情報提供の方法を検討するうえで参考とさせていただきます。
4	29	「耐震化への周知を図る」とは 「耐震化」の何の「周知」なのか、「耐震化の必要性、重要 性」とか	ご指摘を踏まえ、29ページ文章を次のように修正します。 東京都では、「東京におけるマンションの適正な管理の促進 に関する条例」に基づき、令和2年4月1日から「管理状況 届出制度」を開始し、この制度により把握した各マンション の状況に応じて、マンション管理士などの専門家によるマン ションアドバイザー無料派遣を実施している。市は、東京都 と連携し、アドバイザー派遣等による <u>マンション耐震化の必 要性等</u> について周知を図る。 さらに、現在の助成制度を継続するとともに、住宅の倒壊に よる被害軽減を図るため、状況に応じて、ダイレクトメール 等を用いた耐震診断・改修の情報発信を行い、 <u>耐震化の必要 性等</u> について周知を図る。
5	40	応急危険度判定員の育成 応急危険度判定員は、一級建築士など有資格者が任意で登録 する。したがって、市などが育成するものではなく、せいぜ い有資格者への登録要請すること、防災訓練の際、模擬被災 建物を使用しての判定訓練を行うなどが考えられる。	ご指摘を踏まえ、40ページの文章を次のように修正しま す。 このため、東京都や関係団体と連携して、市内で活動できる 応急危険度判定員の登録を <u>促進</u> するとともに、災害時におけ る体制を整備していく。

※提出された意見は、原則として全文を掲載します。なお、同趣旨の意見が多数ある場合は、（他に〇件）と表示します。